

カント倫理学のルソー受容問題

西山, 法宏
九州大学大学院 : 博士後期課程 : 倫理学

<https://doi.org/10.15017/1448736>

出版情報 : 哲学論文集. 44, pp.55-72, 2008-09-27. 九州大学哲学会
バージョン :
権利関係 :

カント倫理学のルソー受容問題

西山法宏

序

(A) ニュートンは、彼以前には無秩序と悪しく結合された多様性が見出されたところに、偉大な単一性と結び付いた秩序と規則性を、初めて見たのであり、それ以来彗星は幾何学的な軌道を回っている。ノルソーは、人間的なものと解される形態の多様性のもとに、深く秘められたその本性と隠された法則とを、初めて発見したのであり、この法則に従って撰理は彼の考察によって義とされる。それ以前にはアルフォンソとマニの異論がまだ認められていた。ニュートンとルソーの以後、神は義とされ、いまやポープの命題は真である」(XX:58-59)。

ニュートンとルソーという一見無関係な二人がパラレルに語られているこの引用は、解釈を必要とする。ニュートンが初めて見た「規則性」とは「引力の法則」と考えられるが、対して、ルソーが初めて発見した「隠された法則」とは何である

か。摂理を義とするとされる「彼の考察」とは何であるか、二人によって神が義とされるとはどういうことか。本稿を導くのは、カント自身によってこのようにニュートンと平行に語られるルソーとは何者かという問題である。この問いに対して本稿は、この引用において考えられているのは、「エミール」ではなく、「社会契約論」の著者としてのルソーであることを証明する。それによって、「隠された法則」とは「普遍意志」の表明としての法であることが確定されるだろう。そして、このように解釈することによって、カントがルソーをいかに受容したかという問題の核心を捉えよう。

見通しは次のとおりである。まず、「覚え書き」における「普遍意志」の重要性を論じ（一）、¹「視霊者の夢」において語られる「普遍意志」から、ニュートンとの平行性において考えられているのは、「社会契約論」の著者としてのルソーであると読み取り（二）、そこから「社会契約論」に即してこの引用の解釈を提示する（三）。次に、対してこの引用を「エミール」に即して解釈することは不可能であることを明確に示す（四）。そして、「社会契約論」に基づいたこのルソー受容こそが、意志と感情の順序を逆転させ、倫理学における感情主義からの脱却を決定つけたことを示す（五）。

一 『覚え書き』における『普遍意志』

カント倫理学の思想形成においてルソー受容の持つ意味は何かという問題を扱う上で、最も重要なテキストは、一七六四六五年に書かれたとされる『美と崇高の感情に関する考察』における『覚え書き』¹（以下「覚え書き」と略す）である。（A）の引用に限らず、『覚え書き』に対するルソーの影響として、多くの通論においては「私は何も知らない民衆を軽蔑した。ルソーが私を正してくれた。この眩惑された優越感²は消え失せ、私は人間を尊敬することを学ぶ」（XX,4）が引用され、「人間を尊敬する」という観点によって「エミール」からの直接的な影響が指摘され、（A）の引用に関しても、自然的世界に対する人間の精神的世界への関心がルソー受容によって初めて引き起こされたということが、通例「精神的革新」²といった

用語によって述べられている。

それに対して本稿は、『(A)の引用を『エミール』ではなく『社会契約論』に即して解釈し、そのことによって「隠された法則」を『普遍意志』の表明としての法と確定し、カント倫理学のルソー受容の核心を『社会契約論』から『普遍意志』を受容したという観点によって読み取る。本節では、『覚え書き』において「普遍意志」が極めて高い重要性を持っていることを示し、そこから(A)の引用において考えられているのは『社会契約論』の著者としてのルソーであると解釈される可能性が高いことを論じる。まず、『覚え書き』において次のように述べられていることに注目しよう。

(B)「人間の唯一の自然的で必然的な善は、他者の意志との関係においては平等(自由)であり、全体に関しては統一である。類比。それぞれの物体がその固有の空間を満たすようにそれによって物体がみずからの空間を満たすところの斥力、それによってすべての部分が一つに結合されるところの引力」(XX:165)。

まず、この引用において、「意志」と「物体」とがパラレルに語られているのであり、それぞれの「意志」同士の相互作用とその統一、それぞれの「物体」同士の相互作用とその統一が考えられている。一方、それぞれの「物質」について述べられた後半部において、「引力」という語が明示されているのであるから、ニュートンが考えられていると理解される。同じ『覚え書き』において(A)の引用はニュートンとルソーをパラレルに語っていたのであるから、他方、それぞれの「意志」について述べられた前半部において、ルソーが考えられていると見なされるべきである。「意志」について語っているルソーとは、『社会契約論』の著者としてのルソーである。次の箇所がその典拠である。

「事実、もしも特殊意志がある点について一般意志と一致することが不可能ではないとしても、すくなくともこの一致が永続的で持続的であることは不可能である。なぜなら、特殊意志はその本性から不公平を、一般意志は平等を志向するからである」(OC3:368)。

このように『社会契約論』において、ルソーの語る「意志」とは「特殊意志」「一般意志」である。ここでは、「一般意志」

が「平等」をまたらすものとして理解されているのであり、「一般意志」はルソーにとって極めて重要な概念である。この概念について、カントも『覚え書き』において極めて重要な扱いをしている。つまり、『覚え書き』において道徳性の根拠を成すものとして、常に「普遍意志」が語られているのである。本稿はそのことを示そう。次のように述べられている。

(C) 「人々の共通意志に従って見られた行為が自己自身と矛盾するならば、その行為は外的に道徳的に不可能である（許されない）。…… / 人々の意志が共通意志から拒否するものを欲するならば自己自身と矛盾するだろう。 / すなわち、共通意志は衝突状態において個別意志より重要である」 [一] (XX, 161)。

(D) 「個別意志から生じる行為の習性は道徳的利己主義である / 共通意志から生じる行為の習性は道徳的正義である」 [一] (XX, 146)。

(E) 「この選択意志は単なる自己の意志と同様にまた普遍意志をも含む、すなわち、人間は自己を同時に普遍意志との一致において眺めるのである。普遍意志によって必然的であるものは責務である」 (ibid.)。

これらの引用において念頭に置かれているのは、「人々の意志」と「普遍意志」との対比であり、行為の道徳的な可能性は（とりわけ衝突の状態において）「普遍意志」に従って見られた場合にこそ生じるものであるということが述べられている。つまり、『覚え書き』において、行為の道徳性（道徳的正義、責務といったもの）は「普遍意志」によってこそ生じるということが述べられている。『覚え書き』において、道徳性の根拠を成すものとして、まさに「普遍意志」が考えられているのである。そして、『覚え書き』において何らかの倫理的法則として語られているのは、事実としてこの「普遍意志」だけである。

本節では、『覚え書き』において「普遍意志」が極めて高い重要性を持っていることを示した。このことから、(A) の引用における「彼の考察」とは「社会契約論」であると、「隠された法則」とは「普遍意志」を意味していると、解釈される可能性が高い。しかし、これだけではまだその可能性が高いだけである。決定的な論拠となるのは、同時期に著された『視

『霊者の夢』において「普遍意志」を語るルソーがニュートンとパラレルに語られているということである。そのことを次節で論じよう。

1-1 『視霊者の夢』において、ニュートンとルソーがパラレルに語られる

(A) の引用においてカントが考えているのは、『社会契約論』の著者としてのルソーであるという解釈が可能である決定的な理由は、『覚え書き』とほとんど全く同時期である『視霊者の夢』において、ニュートンとルソーがパラレルに語られているということである。(A) の引用においてニュートンとルソーがパラレルに語られていたのだから、同時期の『視霊者の夢』において両者をパラレルに語っている次の引用が極めて重要である。

(F) 「ニュートンはすべての物質が互いに接近しようと努める確実な法則を物質の重力と名づけた、……彼はこの重力を物質相互の普遍的な作用の真の結果として取り扱うことを少しもためらわず、そのためそれに引力という名前も与えた。同様に、互いに相互的に関係しあう思考的本性における人倫的衝動の現象を、それによって霊的本性が相互に影響しあうところの真に活動的な力の結果として表象することは、一体可能ではないだろうか？ その結果、人倫的感情は、普遍意志に対する私的意志の感じられた依存性であるだろうし、自然的で普遍的な相互作用の結果であるだろう。それによって非物質的世界は人倫的統一を獲得するのであり、同時に非物質的世界はそれに固有のこの連関の法則に従って精神的な完全性の体系へとみずから形成するのである」(II,335)。

(G) 「それらは、非物質的世界に関して、霊的法則に従って、私的意志と普遍意志との結合、すなわち霊界の単位と全体との結合の結果、自由な選択意志の人倫的性質にふさわしい作用を、及ぼしたりまたは互いに受け取り合ったりするだろう。……それによって、人間の魂は既にこの世において人倫的状态に従って宇宙の霊的な実体のもとにその位置を占めなければ

ならないということが、いまや生じるだろう、ちょうどそれは、世界空間の物質が運動法則に従って互いにその物体力に適った秩序のうちに置かれるのと、同様である」(II.336)。

(G)の引用の主語となる「それら」とは、「真の意図」「密かな動機」「見かけは善い行為における秘められた悪巧み」などといった、行為の精神的な基体、とても名づけるべき目には見えない霊魂的なもの(これが「人間の魂」と言い換えられる)である。これが「世界空間の物質」とパラレルに述べられている。

『視霊者の夢』のこれらの引用において、物体の相互性と霊魂の相互性とがこのようにパラレルに語られているという点が、まずなによりも重要である。パラレルに語られているのは、自然的世界と精神的世界である。これらの引用において、ルソーの名が直接的には挙げられてはいないが、「普遍意志」「私的意志と普遍意志との結合」はルソー『社会契約論』に由来すると解釈される。その典拠となるのは次の箇所である。

「なぜなら、基本的契約によれば、個人を拘束するものは一般意志のみであり、特殊意志と一般意志との一致は、前者が人民の自由な投票に委ねられたものでなければ、確かめられないからである」(OC3.383)。

「ここから明らかなように、(F)(G)の引用は、ルソー『社会契約論』を念頭に置いて述べられたものである。つまり、これらの箇所は、自然的世界と精神的世界のパラレル性において、ニュートンとルソーをパラレルに扱っているのである。しかも、そのルソーとは、「一般意志」を語る『社会契約論』の著者としてのルソーである。本稿がこれらの(F)(G)を引用したのは、(A)の引用を解釈するためであった。つまり、ニュートンとルソーのパラレル性が、『覚え書き』とほとんど同時期の一七六五年に書かれている『視霊者の夢』のこれらの引用において明確に示されているのである。(F)(G)の引用において、『普遍意志』が語られ、『社会契約論』が念頭に置かれているのであるから、(A)の引用においても『社会契約論』の著者としてのルソーが考えられていると解釈される。

本節では、『視霊者の夢』において語られる『普遍意志』から、ニュートンとのパラレル性において考えられているのは

『社会契約論』の著者としてのルソーであると読み取った。次節では、『社会契約論』に即して(A)の引用を解釈しよう。

二 『社会契約論』に即した解釈

以上によって、ニエートンとルソーとのパラレル性において一七六五年のカントが念頭に置いているのは常に『社会契約論』であることを示した。このことから、(A)の引用における「隠された法則」とは、「普遍意志」を意味していると確定されるのであり、「人間的と解される形態の多様性」とは、各人それぞれに相違する「個別意志」を意味していると解釈される。

「法則」が「意志」を意味していると解釈することについては、何ら不自然なことではない。なぜなら、『社会契約論』において「法とは一般意志の表明にほかならない」(OC348)と述べられているからである。このように、『社会契約論』における「法」とは「一般意志」の表明である。前節で示したように(A)の引用において『社会契約論』が考えられていたのであるから、「隠された法則」とは「普遍意志」の表明としての法であると解釈されなければならない。

「深く秘められたその本性」とは解釈の余地が残っているが、みずから課した法に従うこととしての自由と解釈するのが妥当である。このみずから課した法に従うこととしての自由について、『社会契約論』は次のように述べている。「以上のことに基づいて、国家状態において獲得されたもののなかに、そのみがか人間を真にみずからの主人とする精神的自由を加えることができる。なぜなら、単なる欲望の衝動は奴隷状態であり、みずから課した法に従うことが自由だからである」(OC3.365)。

この解釈は、ルソーがこれらの概念(一般意志、みずから課した法に従うこととしての自由)を「初めて」発見したとカントによって理解されているということに実によく適している。⁽⁶⁾

「摂理は彼の考察によって義とされる」「神義論」をいかに解釈するかという問題が残っている。「摂理は義とされる」については、ニュートンの考察によって「彗星は幾何学的な軌道を回っている」すなわち物体が自然的秩序のもとに置かれるとパラレルに、意志が道徳的秩序のもとに置かれると、つまり、ニュートンが「引力の法則」を発見することによって「個々の物質」が自然的秩序のうちに置かれ、ルソーが「普遍意志」を発見することによって「個々の意志」が道徳的秩序のうちに置かれる、と読むことができる。このことは具体的には、すべての物体を「引力の法則」が支配しているように、すべての意志が「普遍意志」の力のもとに置かれているということ、つまり、反法的な振る舞いをしてるように見える悪人のうちにさえ「普遍意志」は働いている（悪人はそれよりも「個別意志」を優先しているだけである）のであり、意志を持つすべての存在者に対して「普遍意志」が作用を及ぼしている、そしてそのうちのうちに神の創造の秩序の正当性を認めることができるということを意味しているのであり、こうした事態が「ニュートンとルソーの以後、神は義とされ」の意味であると解釈できる。ルソー『社会契約論』における「一般意志」は国家法として表明される（法は意志の表明である）のであり、そこでは創造者としての神は位置づけを持たない。対して、（A）の引用は創造の秩序について述べられたものである。このことは、共同体の構成員のみに対して妥当する『社会契約論』の「一般意志」を、理性的存在者一般に対して妥当する概念として、カントが受け取り直したためであると解釈されるのである。⁷⁾

ニュートンの発見が 自然の法則（すべての物質を支配する自然的世界の法則）の発見であったのに対し、ルソーの発見は 自由の法則（すべての意志を支配する精神的世界の法則）の発見であったという点で、両者は明確にパラレルである。この 自由の法則 とは、すべての「個別意志」に対して作用を及しているところの「普遍意志」の表明としての法である。

以上によって、本節において、（A）の引用において考えられているのは『社会契約論』の著者としてのルソーであるという観点から、（A）の引用の解釈を提示した。それでも、（A）の引用は、『エミール』の影響下で語られたものであると考

えられるかもしれない。なぜなら、日課の散歩を中断したという伝説的な逸話が示しているように、『エミール』がカントの思想に強い影響を及ぼしたということ自体は、決して間違っていないし、また極めて根強い主張でもあるのだから。そこで、(A)の引用を『エミール』に即して解釈することは不可能であるということをし、次節において明らかにしよう。

四 『エミール』に即した解釈は不可能である

ルソーの著作のうちで神義論とその解決を明確に述べているのは、『エミール』「サヴォアの叙任司祭の信仰告白」(以下「信仰告白」と略す)である。そのため、冒頭の引用(A)に関しても、「摂理」「神義論」という観点から、「信仰告白」によって引き起こされた思想であると考えられるかもしれない。すくなくとも、ニートンとバラレルに語られるルソー像を『エミール』に即して描くにあたっては、「信仰告白」にこそ焦点が向けられなければならない。たとえば、シムツカーは、『エミール』の読書は彼のうちに一つの革命を引き起こし、彼に対して他のいかなる本よりも強いほどに影響を及ぼした⁽⁸⁾と、『エミール』からの影響を強調し、(A)を引用した直後に「これは全く、ルソーの叙任司祭の信仰告白がまた引き起こした思想である」と述べている。しかし、シムツカーは(A)の引用を解釈していない。そこで、『エミール』「信仰告白」に即した解釈を試みることにしよう。

『エミール』「信仰告白」に即して解釈すれば、(A)の引用における「隠された法則」とは「自然法」であると解釈されなければならない。なぜなら、「信仰告白」における「法」とは、ひとえに「自然法」のことであるからである。そのことは次の引用が示している。「人間の不正によって私の心からほとんど消し去られていた自然法のすべての義務は、私にそれを課し私がそれを果たすのを見ている永遠の正義の名において、生き生きと思い起こされる」(OC4:603)。「ここでの「永遠の正義」とは「神」を意味しているのであって、「神」は人間の心の最深部において「自然法」に基づく義務を命令し、そ

れを果たすかどうかを監視しているものであり、「信仰告白」における「自然法」とは「私の心の深くに自然によって消すことのできない文字で書かれた規則」(OCA594)のことである。ルソーにとって、「エミール」「信仰告白」における「自然法」とは、この「神の戒めとしての自然法」である。また、「信仰告白」における「法則」とは、「一義的にこうした「自然法」のことであり、それ以外に何らかの倫理的な法則としては考えられるものは無いのであるから、(A)の引用における「隠された法則」とは「自然法」(神の戒めとしての自然法)を意味するものとして解釈されるよりほかにはないのである。

しかし、本稿は、カントによるルソー受容の中心点を『エミール』『信仰告白』のうちには求めない。その理由として、こうした(A)の引用の解釈は全く不可能であるということとを、次の二点によって明確に示そう。

第一に、事実として『覚え書き』は、第一節で示したように「普遍意志」が道徳性の根拠として極めて重要な位置づけを持つのに対して、「自然法」については全く何も語っていないということが挙げられる。そうであるからには、『覚え書き』におけるルソー受容問題において「自然法」思想は中心的な位置づけを全く持たないと見なされなければならないのである。

『覚え書き』が自然法論の文脈のうちでは書かれていないことを裏打ちするのは、一七六〇年代前半のこの時期において既に、倫理学と自然法論がカントによって明確に区別されているという事実である。その典拠となるのは、一七六一―六四年、ヘルダーの実践哲学講義(一九七四年公刊)において「内的義務の学である倫理学は、……、外的義務の学である法論に並列される。／それゆえ自然法論と倫理学は全く区別されるのであり、前者は責務 *Schuldigkeit* を、後者は拘束性 *Verbindlichkeit* を要求する」(XXVII, 13)と述べられているということである。⁽¹⁶⁾つまり、倫理学と自然法論とは全く別の文脈において考えられなければならないのであり、カント倫理学のルソー受容の核心は自然法論とは別のところに求めなければならないのである。

第二に、「自然法」は、長い思想史において極めて伝統的な概念であり、ルソーが「初めて」発見したとはとても考えられないということである。カントは(A)の引用において、ニュートンとルソーとをパラレルに語り、ルソーの「発見」が

ニュートンの引力の法則の「発見」に比されるべきものであることを告げている。しかも、*zu allererst* という語を用いて、両者を明確にパラレルに書いている。ニュートンとパラレルに語られるルソー像を追求する本稿としては、この「初めて」を極めて厳密に受け止めなければならない。この観点を保持する限り、「隠された法則」とは「自然法」を意味するという解釈は全く不可能である。

以上の二点によって、『エミール』に即して(A)の引用を解釈することは不可能である。そうであるからには、ニュートンとパラレルに語られるルソーとは何者かという本稿を導く問いについて、「信仰告白」に定位しては依然としても答えられていないのである。以上によって、ルソー受容の核心を『エミール』に基づいて理解するという解釈の不可能性を、本節では明確に示した。

五 カント倫理学の思想形成におけるルソー受容の意義

以上によって、本稿は(A)の引用において考えられているのは、『エミール』ではなく、『社会契約論』の著者としてのルソーであって、ルソーが初めて発見した「隠された法則」とは「普遍意志」の表明としての法であるといつことを示した。そして、『覚え書き』においてこの「普遍意志」こそが(C)(D)(E)の引用に示されるように、道徳性の根拠として考えられているのであった。

本節では、道徳性の第一根拠は何であるのかというカント倫理学の根幹的な問いに関して、そうしたルソー受容が持つ意味を論じなければならない。道徳性の根拠として考えられるべきものは何であるのかという問いをめぐって、ルソー受容の直前におけるカントの問題意識は、一七六二年執筆の『自然神学と道徳の原則の判明性』(以下『判明性論文』と略す)から読み取ることができる。そこで本節において、まずは『判明性論文』をこの問いの観点から概観しよう。

『判明性論文』において「道徳の第一根拠」(II.298)として取り上げられるのは、まず「拘束性 Verbindlichkeit」という第一概念 (ibid.) である。カントは、「拘束性」の第一の形式的原則として「あなたによって可能な最も完全なことを行え」ならびに「あなたによって可能なかぎりの完全性がそれによって妨げられるようなことを為すな」という規則を挙げる(ヴォルフの定式)。そのうえで、カントはこれについて「実践的認識の証明不可能な実質的原則がそれに結合されないならば、とりわけ規定的な拘束性は何一つ生じない」(II.299)と理解し(つまり、「この命題は「あなたの愛するものを愛せよ」という命題と同じように実践的には無意味である」)、実質的原則の一つとして「神の意志に適合することを為せ」を挙げる(クルージウスの定式¹⁾)。しかしこの原則は、形式的かつ直接的に上の完全性の定式のもとにあるものとして、倫理学の原理からは斥けられる。カントはここで、「ハチソンその他は道徳感情の名のもとにこれについて見事な所見の始まりを展開している」(II.300)と述べ、そこから次の問いを提起して『判明性論文』を締めくくっている。

(H)「実践哲学の第一の諸原則を決定するのは、単に認識能力であるのか、それとも感情(欲求能力の第一の内的根拠)であるのか、まずなお解決されなければならない」(ibid.)。

ここでは「認識能力」と「感情」との二つが挙げられているが、前者を代表するのがヴォルフであり(完全とはどういうことを捉えるのが認識能力の役割である)、後者を代表するのがハチソンである。この『判明性論文』の最後の問いに關して、執筆時点において実質的に「道徳感情」こそが支持されていると解釈される。その典拠となるのは、一七六二—六四年『ヘルダーの実践哲学講義』において、パウムガルテンの定式「善を為せ」に代えて「あなたの道徳感情に従って行為せよ」(XXVII.19)が「唯一の道徳規則」となれているというところであり、そして(H)の引用において、この「道徳感情」が「欲求能力」(すなわち「意志」)の第一の根拠として理解されているということである。つまり、『判明性論文』において、この「道徳感情」とは、何が為されるべきであるかを行為者に対して直接的に示すものとして捉えられているのである。以上によって、ルソー受容直前の時期にあたる『判明性論文』において、道徳性の第一根拠として考えられているのは

「道徳感情」であり、これが「意志」を規定する（何が為されるべきであるかを直接的に示す）と捉えられているということを示した。カントはルソー受容によって、「感情」と「意志」とのこの順序を逆転し、道徳感情説からの完全な脱却を果たした、このことを次に示そう。「意志」を道徳性の根拠とすることは、「認識能力」と「感情」のどちらかという「判明性論文」の枠組み自体を放棄したことを意味している。

『視靈者の夢』において、ニュートンとルソーをパラレルに語った（F）の引用の直前において、カントは次のように述べている。「我々のうちに感じられる、我々の意志と普遍意志との一致へのこの強制を、我々が道徳感情と名づけることを望むならば、それは我々の内に現実に行っていることの現象について語っているだけであって、その原因を説明していない」（II:335）。この引用において示されていることは、「道徳感情」は現象レベルでの単なる個人的な状態を言い表しているにすぎず、さらなる「原因」を持っているということである。そして（F）の引用によって、「道徳感情」はその位置づけが次のように明確に定められている。「人倫的感情は、普遍意志に対する私的意志の感じられた依存性であるだろうし、……自然的で普遍的な相互作用の結果である（ibid.）。ここにおいて、道徳性に関する「感情」の第一次性が拒否されている。つまり、「道徳感情」は、行為の善悪を原因として直接的に示すものではなく、「普遍意志」に従属する（つまり、法に従って行為する）ということに応じて「結果」として現象レベルで表れ出るものとして、捉え直されているのである。「道徳感情」のこうした位置づけは、『覚え書き』においても同様であるということを示そう。ラテン語で次のように言われている。「道徳法則の内的感覚は、……、根拠の知られていない魂の機能と見なされる場合、現象である」（I）（XX:147）。この引用は、「不快の感覚」について述べられた文脈のうちにあるのだから、「道徳法則の内的感覚」とは、行為の道徳性に関する「不快の感覚」つまり「道徳感情」を意味している。「覚え書き」におけるこの引用は、「道徳感情」は目には見えない魂の働きの現象レベルでの表れにすぎないという点で、『視靈者の夢』と全く同じである。また、『覚え書き』は、次のように述べている。「不快の感情は、それに対して我々が受動的であるものに関するか、善悪についての自由による活

動的原理としての我々自身に関するものかどちらかである。後者が道德感情である。過ぎ去った物理的悪(病氣)は我々を喜ばせるが、道德的悪は我々を悲しませる。我々にたまたま起こるものと我々が為すものとは、善についての全く別種の喜びである」(XX-145)。「の引用は、「受動的 leidend」 と「活動的 thätig」の対比であり、「道德感情」とは、我々が外から受けるものに関するのではなく、我々自身に関して持つ感情であるとされている。この引用によれば、「道德感情」とは、みずから為した行為を喜んだり悲しんだりする感情であり、行為の原因として意志を規定する感情(快であるからそうする、不快であるからそうしない)ではなく、行為の結果として現象レベルで表れ出る感情(善いことをすれば快であり、悪いことをすれば不快である)として位置づけが定まっているのである。このことは、「意志」が「感情」よりも根源的に先立つことを意味している。そうであるからこそ、(C)(D)(E)の引用のように、「覚え書き」は「意志」を道德性の根拠として語ることができたのであった。

ここにおいて、『判明性論文』が残した最後の問い(H)に対する答えが、明確に表れている。つまり、カントはこの問いを、ルソー『社会契約論』における「一般意志」の受容を通じて、「認識能力」と「感情」のどちらかという枠組み自体を放棄し、道德性を根拠づけるのは普遍性を有した「意志」であると解決したのである。第一節に論じたように、「覚え書き」において道德性の根拠とされているのは「普遍意志」であって、この「普遍意志」によってこそ初めて行為の道德性が生じるのであった。この時期においては、「道德法則に対する尊敬の感情」という『実践理性批判』における規定はまだ見られないが、法に従って行為することによって生じるものとして「道德感情」の位置づけが定まっているということを、ここに明確に見て取ることが出来る。カントにとって、ルソー受容は、道德感情説からの完全な脱却を促し、法則に基づく倫理学というカント倫理学の基本性格(道德性の根拠は、感情(=実質)のうちにはなく普遍的に立法する意志(=形式)のうちこそ存し、倫理学は、道德感情からではなく道德法則から始まる)を根本的に決定づけることになったのである。まさにこのことこそが、カント倫理学の思想形成におけるルソー受容の核心である。このように、カント倫理学にとって決定

的な影響を与えたのは「一般意志」を語る『社会契約論』の著者としてのルソーであった。

結

本稿では、(A)の引用を解釈することによって、『社会契約論』からの「一般意志」の受容こそがカントによるルソー受容の核心であり、この受容がカント倫理学の根幹に関わるものであることを示した。そして、批判期のカント倫理学もここからこそ形成されるのである。『人倫の形而上学の基礎づけ』(以下「基礎づけ」と略す)においては、「定言命法」が、その基本定式として次のように述べられる。「それが普遍法則となることをあなたが同時に意志することができる、そのような格率に従ってのみ行為せよ」(IV,421)。この「道德法則」について、本稿で示した解釈に引きつけて、次のように述べることが可能であるだろう。「格率」とは各人によってそれぞれ多様である「個別意志」の表明であり、それが「普遍法則」として受当するものと見なされた場合に自己自身と矛盾するようであれば、それは道德的に正しくないものである。と。そして、「自殺してはならない」「虚偽の約束をしてはならない」「才能を開発せよ」「助けせよ」といった、カントの語る具体的な「定言命法」とは「普遍意志」の表明としての法である、と。もちろん、本稿が定位した一七六五年の時点において、上記のように定式化された「定言命法」などは提示されてはいない。しかし、(C)の引用から明らかのように、個々の意志が普遍的なものとして見られた場合に自己矛盾するならば道德的に不可能である、という論点は、既に『覚え書き』において見出される。カント倫理学は、ルソー『社会契約論』から「普遍意志」を受容することによって、「道德性の最上の原理」を定式化し正当化する(IV,392, V,8)という『基礎づけ』の為すべき仕事の、ほんのすぐ手前までに来ていることはここに確認されたのである。¹²⁾

ルソー『社会契約論』における「一般意志」は国家法として表明されるのであり、ルソーの「一般意志」とカントの「道

徳法則」とを全く同一視するということは、もちろん不可能なことである。さらに、特殊なものもが普遍的なものに從属すると言っても、ルソーの考察は経験的な次元にとどまり、カント批判哲学に特徴的な英知界と現象界あるいは物自体と現象 という二元論が考えられているというわけではないということも、また確かなことである。しかし、カントにとつてルソーとは何者であったのか、カントはルソーから何をどのように受容したのかという観点からすれば、そうした誰の目にも明らかな目立つた相違点を指摘するよりも、『覚え書き』と『社会契約論』の両書がともに行為の正しさの根源を「意志」のうちにこそ求めたという共通点とその意義を見て取ることこそが重要である。この観点は批判期においても変わらなないのであり、ここにおいて、カント倫理学の「徳法則」を普遍的な意志の表明として捉える解釈（カント倫理学がその根底として依拠するのは、何らかの自然的事実ではなく、理性的存在者の意志である）に導かれるのであるが、この論を本稿では展開することはできない。しかし、カント倫理学のルソー受容問題を通じてこうした解釈の可能性が得られたということは、本稿によって得られた成果である。このことを確認できたことをもって、本稿を終えよう。

凡例

- 一、カントの著作については、アカデミー版『カント全集』*Kant's gesammelte Schriften* herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften を使用した。引用箇所については、巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字で記し、本文中に挿入した。
- 二、『美と崇高の感情に関する考察』における覚え書きについては、一九九一年に出版されたリシュミユラー編のテキストを使用し、アカデミー版を参照した。引用箇所については、アカデミー版による巻数およびページ数を、本文中に挿入した。ラテン語原文の引用については、引用末に「」と記した。
- 三、ルソーの著作については、ブレイアード版『ルソー全集』*Oeuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau* Bibliothèque de la Pléiade を使用し、白水社『ルソー全集』による日本語訳を参照した。引用箇所については、たとえば第三卷三六八頁の場合（OC3:368）

と記し、本文中に挿入した。

註

- (1) Kant, *Bemerkungen in den »Beobachtungen über das Gefühl des Schönen und Erhabenen«*, Neu herausgegeben und kommentiert von Marie Rischmiller, 1991.
- (2) この用語はグリガによる。A.Gulyga, *Immanuel Kant*, suhrkamp taschenbuch, 1985, S.59. グリガ「カント」西牟田久雄／浜田義文訳、法政大学出版局、一九八三、五五—五六頁参照。
- (3) 訳の都合上「フランス語」volunté généraleを「一般意志」と、ドイツ語 der allgemeine Willeを「普遍意志」と、ラテン語 voluntas communisを「共通意志」と訳すが、内容上の差異は全く無い。
- (4) 『社会契約論』は、『社会契約』の本質を表す条項として、次のように述べている。「我々の各人は、その人格とすべての力を一般意志の最高の指揮のもとで共有する。そして我々は団体において各構成員を全体の不可分の部分として受け取る。」この結合行為は直ちに、各契約者の個人的な人格に代わって、「一つの精神的で集団的な体を作り出す」(OC3,361)。このように、「普遍意志」によって精神的な統一が生じるという点においても、『視靈者の夢』と『社会契約論』は共通している。
- (5) Rischmiller, S.XVI-XVII.
- (6) 「みずから課した法に従うことが自由である」とは、自律の命題を意味する。これについてヘックは次のように指摘している。「自律の教説はルソーによってのみ先覚された、なぜならルソーのみが法と自由の本質的な結びつきを見たが、十八世紀の他の者たちは法を自由の制限としてのみ見たからである。ルソーはその本質的な結びつきを政治学においてのみ成し遂げ、政治学において彼の教説はカントによってほとんど変更なしに採用されたが、自由な市民による法を通しての自己統治の教説はカントによって道徳的・形而上学的な教説へと深められた。ルソーとともに、そのときカントは自分自身に課した法への服従が唯一の本当の自由であると語る「じやがどぬ」。L.W.Beck, *A Commentary on Kant's Critique of Practical*

Reason, The University of Chicago Press, 1960, p.200.

- (7) 「普通意味」に関する両者の相違については、浜田義文『カント倫理学の成立』、勁草書房、一九八二、一七八―九頁参照。
- (8) J.Schmucker, *Die Ursprünge der Ethik Kants*, Verlag Anton Hain KG, 1961, S.174.
- (9) *Ibid.*, S.208.

(10) 「講義ノート」は直後に次のように述べている。「責務と拘束性の間の相違は非常に精確であるので、明白である。／倫理学は、内的法廷においてよりほかに責めを負わせられないような行為の学である。たとえば、外的法廷(法)に属するような諸事例も、それが内的法廷に属する限りにおいては、倫理学に属する。外的法廷の全ての原則は自然法論において審理される。内的法廷の全ての原則は倫理学において審理される。／倫理学は内的法廷の前での強制不可能な自由な行為の学である」(XXVII.13)。「引用から、『責務』とは外的法廷において課せられる義務であり、『拘束性』とは内的法廷において課せられる義務であると解釈される。つまり、たとえば『約束を守るべし』という具体的な命題を考えるとして、それが他者との関係において義務づけられるならば『責務』であり、自己の内心において義務づけられるならば『拘束性』である。倫理学と自然法論との区別については、三島淑臣『理性法思想の成立』、成文堂、一九九八、六一―六九頁参照。

- (11) カント自身はここでは明示していないが、この二つの定式がヴォルフ及びクルージウスに由るものであることは、『実践理性批判』における倫理学説の分類表によって明らかである(V.40)。
- (12) 一七六五年十一月三十一日付「ランペルト宛書簡」にみれば、この時点において「自然哲学の形而上学的原理」と「実践哲学の形而上学的原理」の「材料が既に完成している」という旨を伝えている(X.56)。この「実践哲学の形而上学的原理」の「材料」とはどのようなものを意味しているのかを解釈することは、カント倫理学の形成を研究するうえで極めて重要な課題である。

(本学大学院博士後期課程・倫理学)